

初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 5 月 1 6 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 4 0 号

初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則（昭和 6 2 年函館市規則第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 （ 1 ） の表中 「

」 を 「

」 に改

め，同表備考第 2 項中「栄養士」」の後ろに「，「管理栄養士」」を加える。

別表第 6 （ 1 ） の表中 「

」 を 「

」 に改

める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。